

# 生徒心得(学校生活を送る上で大切なこと)

## I 基本的事項

- 1 年度初めに交付された生徒証明書カードは1年間大切に扱い、常時携帯しなければならない。万一紛失した場合には、直ちに届け出た上で、再交付を受けること。
- 2 住所・保護者・保証人など学籍に関する事項に異動・変更を生じた場合には、保護者を通じて直ちに本校校長に届け出ること。
- 3 社会的・職業的自立を目指して学習すること。自立のみならず自律を目指し、各自が課題意識を持って学校生活を送ること。
- 4 礼儀正しい日常生活を心がけること。
  - ① 誰に対しても笑顔で元気よく挨拶する。
  - ② 特に学校に来られたお客さんには、きちんと立ち止まって丁寧に挨拶する。
  - ③ 職員室に入室する時は決められたマナーを必ず守る。
  - ④ 言葉遣いに気をつける。

## II 校内生活

- 1 登校・下校時刻を厳守すること。登校時刻は午前8時35分までとし、放課後用事のない者は速やかに下校すること。下校時刻は放課後午後4時50分までとする。  
ただし、部活動や生徒会活動など本校職員の指導のもとにある場合はこの限りではない。
- 2 やむを得ず遅刻・早退・欠課をする場合には、事前にHR担任に連絡すること。

高等養護学校 直通

TEL 0749-62-0930

高等養護学校 代表

TEL 0749-62-0920

- 3 欠席をする場合には、当日 始業時 までに所属ホームルーム担任に電話連絡をすること。但し、欠席が7日を 超える者については、その理由を証明する書類を 添付し、別に 定める「長期欠席届」を提出すること。
- 4 登校後、やむを得ない事情により外出の必要が生じた場合には、ホームルーム担任に相談の上、「外出許可証」の 交付 を受けること。
- 5 昼食は、原則として 定められた時間内に各教室においてとること。
- 6 校内の立ち入り 禁止 場所や入室 無用 の部屋に 無断 で立ち入らないこと。
- 7 校内の 器物 は大切に取り扱い、万一 破損 させた場合は 速やかに 報告 すること。故意に 破損 させた場合、生徒課に「校内器物 破損 届」を提出すること。
- 8 授業以外で教室や施設・器具を使用する場合は、事前にその 管理 責任者 の許可を得て使用し、使用後は 整理 整頓 の上、管理責任者に報告すること。
- 9 常に校内 環境 の 整備 ・美化に 努め、指定された 区域 の清掃は当番が責任をもって行うこと。とくに各教室の 換気、美化・整頓 及び 窓 の 施錠 については全員が心がけること。
- 10 全ての 所持品 には 記名 し、万一 紛失 ・盗難 が 発覚 した場合には、 速やかに 所属ホームルーム担任に 報告 の上、生徒課に「紛失・盗難届」を 提出 すること。また、校内において 遺失物 を 発見 拾得 した者は、直ちに生徒課に届け出ること。各自の 貴重品 は、個人の貴重品ロッカーで保管し、施錠すること。
- 11 各自 持参 のスマートフォンは、朝のS.H.R.開始までに 電源 を切りそれぞれの 貴重品 ロッカーに入れ、帰りのS.H.R.が 終了 するまで使用しないこと。どうしても使用する 必要 が 生じた場合は、所属 ホームルーム担任に申し出ること。  
各自 持参 のタブレットについては、別に定める「1人1台 端末 の利用に 係るルール」を 厳守 すること。

- 12 保護者を通じての提出書類・諸届・納入金などの提出期日を厳格に守ること。

### Ⅲ 学習活動

- 1 学習の中心はいうまでもなく日常の授業にある。常に予習・復習に努め、毎時間の授業に積極的に臨む姿勢を確立すること。理解不十分な箇所はそのまま放置せず、各教科担当者に遠慮なく指導を求めること。
- 2 授業の変更は、原則授業変更掲示板に掲示する。各自常に注意し、確認しておくこと。
- 3 課題学習や自習の時間には、他の授業の妨げにならないように一人ひとりが自覚し、その時間の学習効果をあげるよう努めること。
- 4 授業開始後 10 分を経過しても授業担当者が来室しない場合には、日直当番が速やかに教務課に連絡をすること。
- 5 授業中は定められた席にすわること。
- 6 日直当番は毎時の授業前に授業開始の体制を整え、欠課状況を日誌に記録しておくこと。
- 7 各自がそれぞれに目標を持って、主体的に学習すること。適切な態度で友だちや先生の考えを聞き、自分の考えを発表し、お互いの考えを広げ深めるよう心がけること。
- 8 定期考査については、年度始めに配付する注意に十分留意して、厳正な態度で受験すること。不正行為は厳しく指導する。
- 9 図書館の利用については、別に定める「図書館利用規程」を厳守し、読書を通して知識や考え方を広げかつ深めるよう心がけること。

### Ⅳ 課外活動及び校外生活

- 1 校内における課外活動は、原則として生徒会の自主活動方針に基づき、自律的に行動し、短時間に密度の高い充実した活動を展開すること。

- 2 本校は「部活動 全員 加入制」をとっており、入学年度に加入した部からの 異動 は原則として認めないが、健康等のやむを得ない理由で異動する場合は、必ず 所定の「所属部 異動届」を提出すること。
- 3 部員以外のものは、みだりにその活動に加わって、各部の 秩序・規律 を乱すようなことがあってはならない。
- 4 校内外を問わず、掲示・ビラ・文書配布などをする場合には、必ず 実物 をもって生徒課に届け出し、許可 を得なければならない。
- 5 校内外を問わず、生徒同士の 物品 の 売買・交換・衣服・金銭 等の 貸借 は 固く 禁止する。
- 6 外出 するときは、家の人に「行き先、用件、帰宅時間」を 告げてから出ること。夜間の外出はできるだけ 避ける ようにし、午後 11 時以降はいかなる理由があろうと 未成年 だけで外出してはならない。家の人 の 許可 があっても 外泊 はしないこと。
- 7 アルバイトは 原則 として許可しない。ただし、決められた 条件 (申請書参照) を 満たした場合には、 所定の 申請書 を出して行くことができる。必ず、許可をうけてから 従事 すること。
- 8 他校生との交流は必ず関係職員の指示に従って行うこと。個人的な 用件 であっても、他校生を学校内に呼び入れたり、みだりに他校を 訪れたりしないこと。
- 9 その他の校外活動についても、 軽率 に個人的判断で行動することなく、事前に十分な 所属ホームルーム担任からの 指導 助言 を受けること。
- 10 事件 や 事故 にあつたり、見たり、聞いたりしたものは、すぐに学校に 報告 すること。
- 11 次にあげることは、 厳重 に 禁止 する。生徒 指導上 の 問題 行動 として 懲戒 あるいは 特別 指導 の 対象 となる。

刑法・特別法違反	窃盗・万引き 暴行 傷害 恐喝 脅迫 薬物乱用 不正乗車 性暴力・性犯罪 (つきまとい・盗撮など)
----------	--

	誹謗・中傷・威圧等行為 不適切な情報の公開、拡散 盗品授受 その他の触法行為
虞犯・不良行為	喫煙（喫煙具所持を含む） 喫煙ほう助・同席 飲酒 不健全娯楽（パチンコ店入店など） 不健全性行為 深夜徘徊 家出・無断外泊
道路交通法違反	自転車規制違反（ながら運転等） 交通法規違反
校則違反	器物破損 物品・金銭等貸し借り 考査不正行為 無断アルバイト 自動車教習所無断入所 授業妨害・怠学 服装・頭髪指導 遅刻常習
	情報モラル違反 出会い系サイト等使用 SNS使用マナー違反等迷惑行為
	いじめ
	対教師暴力 対教師暴言

問題行動を起した生徒に対して行う懲戒や特別指導は、生活及び学習の環境を特に設定し、厳しい個人指導を行うことにより、内省を促し本人の立ち直りを図るとともに、自己指導能力を獲得することを目的とする。

#### V服装・頭髪等

- 1 服装は、その個人の精神の品格を表すものであるから、男女とも常に清潔・端正にし、華美にならないように心がけるとともに、本校生徒としての品位を保つため、以下の通り定め、制服の変形・加工はいささかなりとも禁止する。
  - ①冬期(10月～5月)の服装は、本校所定の上下制服とし、上着(ブレザー)の下については、男子の場合は所定の白色スタンドカラーシャツ(ボタンの色は全て濃紺)、女子の場合は白色セーラーブラウスとする。女子のスカート丈は、両膝が隠れる長さであること。なお、男女とも登下校時には必ず制服上着を着用すること。
  - ②夏期(6月～9月)の服装は、本校所定の制服上着(ブレザー)を脱いだ制服とし、男子の場合は所定の白色スタンドカラーシャツ(ボタンの色は全て濃紺)、女子の場合は白色セーラーブラウスとする。女子のスカート丈は、両膝が隠れる長さであること。
  - ③健康を保持するために暑さや寒さを調節する衣服は、本校指定の紺色Vネックベスト・セーター(いずれも本校エンブレムつき)に限定する。

- ④下着は華美にならず、常に清潔なものを着用すること。スタンドカラーシャツ、セーラーブラウスにうつる色やデザイン、えりや袖口から見えるようなものは避けること。  
(適切なデザインのめやすは、「ワンポイント程度」とする。)
- ⑤体操服の着用は体育のほか許された活動時のみとし、下着代わりにしてはならない。
- ⑥靴下については、いつでも面接ができる身だしなみとして、男女とも年間通して色を白・紺・黒・グレー・ベージュに、限定する。式典等の行事では、紺か黒がふさわしい。また、くるぶしがきちんとかくれる長さのものにすること。ルーズソックス・柄物・ライン入りは不可とする。また、ストッキングは華美なデザインを避けて色を黒とベージュに限定する。
- ⑦レインコート・防寒コート類については、高校生らしく華美でないものに限り、必ず本校所定制服の上に着用すること。室内での着用は不可。
- ⑧やむを得ざる事情により一時的に規定以外の服装をする場合には、ホームルーム担任を通じてその理由を「異装届」で生徒課に届け出た上で「異装許可証」の交付を受け、これを携帯しなければならない。
- 2 履物は、男女とも通学に適した市販の靴とし、サンダルや踵の高い靴は不可である。校舎内では指定のスリッパとする。また、体育や農業・工業で履く運動靴を別に用意すること。
- 3 頭髪は、男女ともに常に端正で清潔に保ち、特別な理容や美容（パーマ・染色・脱色・ウィッグ・エクステンション等の加工）をしてはならない。
- 4 課業期間中に化粧（口紅・マニキュア等）をしてはならない。また、装身具（イヤリング・ピアス・ネックレス・指輪・カラーコンタクト等）も使用してはならない。

- 1 本校生は<sup>あらかじ</sup>予<sup>め</sup>届け出た<sup>けいろ</sup>通学<sup>経路</sup>で、必ず自ら<sup>こうきょうこうつうきかん</sup>運転する<sup>自転車</sup>や<sup>公共交通機関</sup>公共<sup>交通</sup>機関<sup>を</sup>利用して自力で通学すること。<sup>あんい</sup>安易<sup>に</sup>保護者<sup>による</sup>による<sup>そうげい</sup>送迎<sup>に</sup>頼<sup>たよ</sup>ってはならない。やむを得<sup>え</sup>ざる<sup>じじょう</sup>事情<sup>により</sup>により<sup>いつていきかん</sup>一定<sup>期間</sup>通学<sup>方法</sup>方法<sup>を</sup>変更<sup>する</sup>する場合には、所属のホームルーム担任を通じて生徒課に「<sup>つうがくほうほういちじへんこうねがい</sup>通学<sup>方法</sup>方法<sup>一時</sup>一時<sup>変更</sup>変更<sup>願</sup>願」を提出して許可を受けること。
- 2 通学途中は交通安全<sup>ほうき</sup>法規<sup>を守り</sup>を守り、事故に<sup>あ</sup>遭<sup>あ</sup>わないよう注意すること。万一自らが事故に<sup>ま</sup>巻<sup>こ</sup>き<sup>込ま</sup>れたり本校生にかかわる事故を見聞したりした場合は、事故の<sup>けいちゆう</sup>軽重<sup>にかかわらず</sup>にかかわらずできる限り<sup>すみ</sup>速<sup>やかに</sup>やかに学校へ<sup>れんらく</sup>連絡<sup>すること</sup>すること。
- 3 電車・路線<sup>バス</sup>などの<sup>こうきょうこうつうきかん</sup>公共<sup>交通</sup>機関<sup>を</sup>利用して通学する者は、常に乗車マナーやモラルを守り、他の乗客に<sup>めいわく</sup>迷惑<sup>を</sup>を<sup>かけない</sup>よう注意すること。乗り<sup>す</sup>過<sup>ご</sup>したりダイヤが<sup>みだ</sup>乱<sup>れ</sup>れたりした時は、<sup>すみ</sup>速<sup>やかに</sup>やかに学校に<sup>れんらく</sup>連絡<sup>し</sup>、先生の<sup>じよげん</sup>助言<sup>を受けながら</sup>を受けながら自分で<sup>かいけつほうほう</sup>解決<sup>方法</sup>方法を考えること。
- 4 <sup>じてんしゃ</sup>自転車<sup>で</sup>で<sup>つうがく</sup>通学<sup>する</sup>する者は、使用する自転車に、本校規定の<sup>きよかしよう</sup>許可証<sup>(ステッカー)</sup>を、必ず各車<sup>こうりんどうろよ</sup>後輪<sup>泥除</sup>泥除<sup>けカバー</sup>中央<sup>に</sup>に<sup>ちゆうおう</sup>貼<sup>ちゆうふ</sup>付<sup>する</sup>すること。<sup>むぼうおらだん</sup>無謀<sup>横断</sup>横断<sup>・</sup>並列<sup>走行</sup>走行<sup>・</sup>二人乗り<sup>・</sup>二人乗り<sup>ながら</sup>ながら<sup>かき</sup>運転<sup>(傘</sup>さし、スマホ使用などは絶対にしてはならない。<sup>じてんしゃそんがいばいしやうせきになん</sup>自転車<sup>損害</sup>損害<sup>賠償</sup>賠償<sup>責任</sup>責任<sup>ほけん</sup>保険<sup>に</sup>に<sup>かにゆう</sup>加入<sup>すること</sup>すること。
- 5 通学用自転車は、登校後は必ず所定の置場に駐輪し<sup>せじよう</sup>施錠<sup>(二重</sup>二重<sup>ロック)</sup>ロック)すること。
- 6 バイク・自動車については、<sup>げんそく</sup>原則<sup>として</sup>として「3ない運動+1 (『オートバイ・自動車<sup>うんでん</sup>運転<sup>めんきょしやう</sup>免許証<sup>を取得</sup>を取得<sup>させない</sup>させない<sup>乗用</sup>乗用<sup>させない</sup>させない<sup>買い与えない</sup>買い与えない<sup>さらに</sup>さらに<sup>子どもの</sup>子どもの<sup>ようきゆう</sup>要求<sup>に</sup>に<sup>負けな</sup>い』という滋賀県公立高等学校PTA<sup>れんごうかい</sup>連合会<sup>の</sup>の<sup>きせいかつぎ</sup>交通事故防止に関する自主規制決議)」を<sup>しどうきじゆん</sup>指導<sup>基準</sup>基準<sup>とする</sup>とする。但し、別に定めた<sup>じようけん</sup>条件<sup>を</sup>を<sup>みた</sup>満たした場合には、<sup>あらかじ</sup>予<sup>め</sup>め<sup>生徒課に</sup>生徒課に「<sup>じどうしやとうきようしゅうしよにゆうしよきよかねがい</sup>自動車等<sup>教習所</sup>教習所<sup>入所</sup>入所<sup>許可</sup>許可<sup>願</sup>願」を<sup>とど</sup>届<sup>け</sup>けて「<sup>じどうしやとうきようしゅうしよにゆうしよきよかねがい</sup>自動車等<sup>教習所</sup>教習所<sup>入所</sup>入所<sup>許可</sup>許可<sup>証</sup>証」の交付を受けてから<sup>きようしゅうしよ</sup>教習所<sup>へ</sup>へ<sup>かよ</sup>通<sup>う</sup>うことができる。通所時は必ずこの<sup>きよかしよう</sup>許可証<sup>を</sup>を<sup>けいたい</sup>携<sup>帯</sup>帯しなければならぬ。

## XII 事故

学校管理下(登下校時含む)における負傷等については、申請により、その治療費が「独立行政法人 日本スポーツ振興センター」の共済給付制度により後日支払われる。医療機関を受診した場合は、速やかにホームルーム担任へ届け出ること。

## 諸届け

\*各用紙はそれぞれ担当課に置いてある。記入の際は必ず黒色ボールペンを使用すること。

### 【生徒課対応】

提出必要事情	書類名
アルバイトを希望する場合	アルバイト申請書(雇用主確認書つき)
入学後初めて課外クラブに加入する場合	課外クラブ加入登録票
所属する課外クラブを異動する場合	所属課外クラブ異動届
生徒証を紛失・汚損した場合	生徒証再交付願
手足の怪我等により規定外の服装をする場合	異装届
通学方法を恒久的に変更する必要が生じた場合	生徒個人票再提出
通学方法を一時的に変更する必要が生じた場合	通学方法一時変更願
授業時間内に外出する場合	外出許可証
校内の器物を破損させた場合	器物破損届
金品の紛失・盗難が発覚した場合	紛失・盗難届
自動車教習所への入所を希望する場合	自動車等教習所入所許可願



【教務課対応】

提出必要事情	書類名
7日以上欠席した場合	ちょうき 長期欠席届
学校用務などで欠席・欠課する場合	こうけつ 公欠願
がっこうかんせんしょう 学校感染症で欠席した場合	しんだんしょだいたい 診断書代替証明書
しんとう 3親等以内の親族死亡の場合	きびき 忌引願
3ヶ月以上休学する場合	休学願
ふくがく 復学する場合	復学願
たいがく 退学する場合	退学願
他の学校に転学する場合	転学願
住所・居所・保護者の異動がある場合	住所・居所・保護者変更届
本校卒業見込の証明が必要な場合	卒業見込証明書 交付願

【事務室対応】

提出必要事情	書類名
本校在学の証明が必要な場合	しょうめいしょ 在学証明書 交付願
JR・バスの定期券を購入する場合	つうがく 通学証明書交付願
JR 101km以上を2割引で利用する場合	わりびきしょう 学生割引証 交付願

- 1 学生割引証の交付を希望する者は、「学生割引証交付願」に必要事項を記入し、  
たんにないん  
担任印をもらうこと。
- 2 提出した翌日に「学生割引証」を事務室窓口にて受け取ること。
- 3 学割交付は、できる限り往復で申請すること。
- 4 「学生割引証」の交付は、所用帰省や傷病治療等学校が必要と認められた目的に限定する。